

(3-3) 地方公共団体の防災力向上

施策 3-3-⑨

貴重なデータの保護

【取組の概要】

市町村庁舎は、住民の安否確認をはじめ、復旧・復興に取り組む地域防災拠点として、また、住民の貴重なデータや台帳類等を保管する場所として重要です。市町村庁舎が災害によって喪失するようなことがあってはなりません。そのため、各種データのバックアップ機能の確保を図るなど、災害に強い庁舎づくりを図る必要があります。

地方公共団体が行う災害に強い庁舎づくりのためには、耐震化や浸水深以上に重要なデータ等を保管する必要があります。しかし、現庁舎で対応できない場合は、重要なデータ等を保護し、地域防災拠点とした応急・救援・復旧等を行うため、津波浸水想定区域外への移転や建て替えによる上層階への移動、別に地域防災拠点等を配置するなど、検討する必要があります。

また、大規模な災害によって、地籍が明確にならないことが想定されます。道路や住宅の再建等の復旧・復興が急務となりますが、地籍調査※1を実施していない地域では、復旧・復興にあたり、まず土地の境界の確認から始める必要があります。災害によって土地の境界を示す杭が無くなったり、移動したりしてしまった場合には、立会い等により土地所有者等の確認を得るなど、復旧・復興に着手する前に多くの時間と手間が必要となります。復旧・復興活動を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必要です。

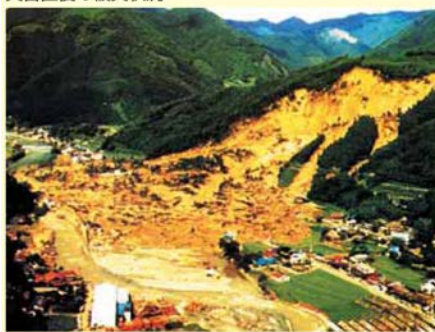
そのためには、地籍調査を行い、一筆※2ごとの土地を明確にするとともに、被災しない場所にデータを保管しておく必要があります。

※1：一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査

※2：土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画のこと。

災害復旧の迅速化に役立った例

災害直後の被災状況



- 左は、台風に伴う集中豪雨により大規模な土石流災害に見舞われた町の被災当時の写真です。
- 当時、被災地区において既に地籍調査が完了していたことが、次のような点で効果を発揮しました。
 - ①土砂崩れにより埋められた**民家の位置を地籍調査の成果により復元し、発見できた。**
 - ②被災前の現況を図上で再現することができたため、**迅速な復興計画の策定に役立った。**
 - ③復興計画に基づく換地事務においても、**従前の所有者別面積が明確であったため、土地所有者とのトラブルもなく進めることができた。**

出典:「地籍調査パンフレット」より



◇被災した大槌町役場（岩手県大槌町）



◇被災した南三陸町役場（宮城県南三陸町）

町役場及び防災拠点が被災、貴重なデータが喪失
(東日本大震災：南三陸町)

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・各種のデータのバックアップは、セキュリティや個人情報保護に配慮しながら、民間事業者へ委託することも一つの手段と考えられます。
- ・庁舎以外の防災拠点も同様に機能を維持できる場所(津波浸水想定区域・土砂災害危険箇所外、道路の液状化・沈下によるアクセス機能を失わない場所等)での整備が必要です。

◆参考資料

- ・地籍調査Web サイト

<http://www.chiseki.go.jp/>